(第三種郵便物認可 昭和二十年二月七日)

支那事變と農民運動の動向

協調會 山本 巌

蘆溝橋に於ける日支兩軍の衝突に端を發して全面的に擴大化せる支那事變の勃發は、我國政治、經濟、社會思想等凡ゆる部面に甚大なる影響を及ぼしたのであるが、客觀的諸狀勢の變化に照應して消長を遂げ來つた我國農民運動の上にも亦この第大時局が相當の影響を與へて居る事は云ふまでもない。

小作爭議

先づ農村に於て最も尖鋭化した姿に於て顯現されて居る農民の運動とも稱せらゝ小作爭議に就て見るに、事變發生以來(七月以降)に於ける爭議の發生總件數は十一月現在に於て八五三件を數へ、これを前年と比較して見ると六〇九件と云ふ激減振りを示して居るのである。而してこれを地域別にその發生狀況を見ると、各地區共に減少を見て居るのであるが、就中北陸、四國、九州等の各地區が激減して居り、他方東北、關東、東海(山梨、長野、岐阜縣を含む)等關東以北の地區は餘り減少を見て居ないのである。

次に爭議を內容的に見ると、所謂小作權關係の爭議が依然として最も多く過半を占めて居り、之に反して小作料關係の爭議が激減して居る。

最近數年來の爭議の傾向は大體以上と同一の傾向を示して居るのであるが、この小作料關係爭議の中でも、小作料高率による永久減作爭議等の如き所謂自然窮乏化に端農村窮乏化と共に再び增加の趨勢にあつたのであるが、今年はこれ等小作人の攻勢的と見らるゝ爭議も全面的に著減し居るのである。

即ちこれ等の傾向によつて事變發生以來の爭議の動向を窺ふに、所謂農民の自肅自戒によつて小作人の積極的要求に端を發する小作爭議は著しく減少を見たのであるが、經濟的條件が何等具體的に解決の緒に就いて居ない關係から、所謂小作人並に地主の窮乏化に端を發する小作權關係爭議は依然從來と同樣激發して居るのを見るのである。

例へば今小作權關係爭議の發生の事由を見るに、小作料滯納による爭議件數が最も多く、次いで地主の自作、小作地賣却、小作地轉賃等々の順序となり、最近農村に於ける地主小作人の自肅的風潮が高調せられて居る際、特に對立的態度を以てこれ等爭議の發生を見て居るとは解し難いから、これ等は一に經濟的窮乏の結果發生すると目すべきではあるまいか。又地域的に見ても關東以北の地域に於て爭議が依然多いと云ふ事は、畢竟農耕に不適な地方が一層その窮乏化の度合が甚しく、其結果として爭議が激發して居ると看做す可きではなからうか。

以上小作爭議の傾向の大要を述べたが、次に農民の運動中主軸をなす農民組合運動に就て述べて見やう。

農民組合運動

支那事變勃發以來我國農民組合運動に與へた影響も決して尠くない。

先づ組合に於ては本年は物價騰貴による銃狀價格差の現出と小作人の窮乏化、地方交付金又近く行はるゝ地價改訂等によつて地主の負擔は著しく輕減される等を理由に秋季に於ては小作料全國的引下運動を行はんとするの氣勢を示したのであるが、事變勃發以降はかゝる圓爭は國內相剋を激化すると云ふ意味で積極的な態度を更めると共に、所謂消極的な防衛爭議(土地返還爭議)に對しても可能なる限り小作調停等溫和なる手段を以てこれが解決に當らんとしたのである。例へば全國農民組合の如きも「もつてれた爭議の解決促進や小作料減免の基準や應召軍人遺家族の府縣單位の懇談會を全農から當局に持ちかけて問題の平和的處理をはかる」と云ふ如き著しく妥協的協調的な決議を其の中央委員會で決定して居るのであるが、これ等は事變後に現れた農民組合の動向として注目すべき事であらう。

更に事變勃發後の運動として特筆すべきは出征兵士遺家族救援の運動であらう。

從來農民組合では小作農民解放の運動を第一義的に採り上げて來たのであるが、本運動は勿論小作農民を救援する意味も多分に含まれて居やうが、銃後農業生產力維持擴充と云ふ國家的見地から運動が起されたのである。即ちその救援運動は、大體に於て(イ)應召兵士遺家族の耕作的援助、(ロ)負債、借金利子支拂の延期、村稅、農會費の免除、產業組合の利用等金融的援助、(ハ)政府米拂下、電燈料の免除等の生活上の援助、(ニ)小作料の減免、小作地の安定化等小作條件の維持緩和等々の內容を盛つて居るのであるが、組合ならず一般勤勞農民に對しても行ひ、且つ農會、町村會、產業組合等々と協力の下に運動を進めて居るのであつて、これは最近の傾向として特筆すべき事であらう。

又政府の提唱せる國民精神總動員中央聯盟に組合代表者が積極的に加盟して時局に協力するの意志を明にせる事も最近の農民運動の動向として注目さるべきである。

以上は事變後に於ける對農民組合運動の一般的動向であるが、更に組合陣容の上に與へた影響も甚大なものである。殊に愛國派農民組合の上には大なる影響とては見られないが、舊來左翼的指導精神の下に活動して來たと見らるゝ農民組合では年末人民戰線運動に參加せるやの嫌疑によつて一部幹部の檢擧を見るや俄然動搖を來し、今やこれ等左翼的農民組合に於ては その指導精神の轉換と、合せて戰線統一問題とを巡つてあまぐるしき推移、變轉が行はれて居るのである。

左派の轉換

即ち我國最大の農民組合として自他共に許して居た全國農民組合では、年末一部幹部が檢擧さるゝや、直ちに緊急常任委員會を開催して、過去の運動方針を再檢討し、「小作組合殉を放棄して銃後農業生產力の擴充と農民生活安定の爲めに勤勞農民全體の運動に再出發すること並にその第一歩として國體の本義に基き反共產主義、反人民戰線の立場を明確にせる社會大衆黨を支持し、黨支持の全農民團體との統一を計り、戰時戰後の農業國策に積極的に協力する」旨の聲明を發表したのであるが、この聲明をきつかけとして現に進行中の日農總同盟との合同問題は、共後日農總同盟內部に合同反對派(例へば東京府聯)が生じ、亦全農內部に於ても所謂左翼派(反社大派)の除外問題を契機として相當廣範圍の分裂が豫想されて居るのであつて、此の間、眞に社大黨の方向轉換に對する意見の相異より離脫せる全農新潟縣聯稻村氏等は新に長野の小山、中原兩代議士等と同つて日本農民聯盟の結成をなす等、今や農民組合戰線は時局を反

(九頁へ續く)

(第三種郵便物認可 昭和二十年二月七日)

☆☆☆